

令和5年第1回臨時会

大江町議会会議録

令和5年 2月10日 開会

令和5年 2月10日 閉会

大江町議会

令和5年第1回大江町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (2月10日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定	6
○報第1号の上程、説明、質疑	6
○議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議第2号及び議第3号の一括上程、説明	10
○議第2号の質疑、討論、採決	14
○議第3号の質疑、討論、採決	21
○閉会の宣告	22
○署名議員	23

大江町告示第 3 号

令和 5 年第 1 回大江町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 5 年 2 月 7 日

大江町長 松 田 清 隆

1 日 時 令和 5 年 2 月 1 0 日 午前 1 0 時

2 場 所 大江町議会議場

3 附議事件

- ・専決処分の承認を求めることについて
(令和 4 年度大江町一般会計補正予算 (第 9 号))
- ・大江町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

2番	菊地邦弘君	3番	藤野広美君
4番	櫻井和彦君	5番	関野幸一君
6番	毛利登志浩君	7番	宇津江雅人君
8番	伊藤慎一郎君	9番	結城岩太郎君
10番	土田勵一君	11番	菊地勝秀君

不応招議員（なし）

令和5年第1回大江町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和5年2月10日(金)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報第1号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め和解を行うこと)
- 日程第 4 議第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度大江町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第 5 議第2号 大江町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（10名）

2番	菊地邦弘君	3番	藤野広美君
4番	櫻井和彦君	5番	関野幸一君
6番	毛利登志浩君	7番	宇津江雅人君
8番	伊藤慎一郎君	9番	結城岩太郎君
10番	土田勵一君	11番	菊地勝秀君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	清水正紀君
税務町民課長 代理	伊藤和幸君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

本日の議会は、新型コロナウイルス感染症対策として全員マスク着用での議会となりますので、ご協力よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和5年第1回大江町議会臨時会を開会いたします。

なお、本臨時会には阿部税務町民課長の代わりに伊藤税務町民課長補佐が出席となりますので、よろしくお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

4番 櫻井和彦君

5番 関野幸一君

を指名します。

◎会期決定

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日1日間にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

お諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

よって、事前に配付されている議案の朗読は省略いたします。

◎報第1号の上程、説明、質疑

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、報第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解を行うこと）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

報第1号 専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

令和4年9月27日の午後5時頃でありましたが、町道塩野平所部線の塩野平地内におきまして、近隣住民の70歳代の男性が町道側溝の鉄蓋（しま鋼板）を踏んだ際に、鉄の蓋が破損し、不意に左足が側溝に抜け落ちてしまうという事故がありました。町で現場を確認したと

ころ、鉄の蓋が腐食していたために加重に耐えられない状態であったということが分かりました。

被害に遭われた男性は、翌日も痛みがあったことから医療機関を受診したところ、左足すね部分の細い骨を折る左腓骨骨折との診断を受けたものであります。

なお、町道の見回りは建設課の職員が定期的に安全確保に努めておりますが、今回の場所については把握をできておらず、施設管理者として全面的に町の過失を認めざるを得ない状況でありました。

協議の結果、被害男性に対しましては7万6,383円を損害賠償金として支払うことで和解し、去る1月20日付で専決処分をさせていただきました。

なお、町では全国町村会の総合賠償保険に加入しておりますので、今回の損害賠償金に相当する額は保険適用となり、全額保険で対応できる見込みであります。

本来、損害賠償額を定めることは議決事項であります。地方自治法第180条第1項で「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。」と規定されております。この規定に基づきまして、大江町では損害賠償を支払うもので、その金額が50万円以下のものの和解に関するものと指定されていることから、専決処分を行わせていただいたものであります。

以上、地方自治法第180条第2項の規定に基づきご報告いたします。

最後に、この場をお借りして、被害に遭われた方に対し深くおわびを申し上げますとともに、今後はこのような事故がないよう、これまで以上に施設管理を徹底してまいります。

○議長（菊地勝秀君） 報第1号について質疑を行います。

櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 4番、櫻井です。

鉄の蓋が腐食していたということなんですが、グレーチングなんですか、それともマンホールみたいなやつなんですかね。例えば、例としてうちの地区なんですけれども、防犯パトロールをやっていて、グレーチングのところ腐食しているのを発見して、すぐに交換していただいた、すぐに役場で対処していただいたんですけれども、合併処理槽がうまく機能していると、そこから出るアンモニアか何かで腐食する確率が多いということだったんです。それも1か所の家だけじゃなくて、よく見たらほかのところもなっていたということがあったんですけれども、そこら辺どうなんですか。

○議長（菊地勝秀君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） お答えいたします。

まずもって、私のほうからもけがをされた方に対して、この場を借りておわびを申し上げたいと思います。

現場の状況についてでございますが、グレーチングではございませんで、ちょうど集水ますの前後で取付けが、ちょっと角度が変わるところがございます、コンクリートの蓋をかけますと三角形にちょっと穴が空くところがございます。その部分を埋める形で、しま鋼板をそこに設置しておったというような状況になっております。

その部分について、かなり腐食が進んでいたというようなことで、足をかけたときにそこが抜けてしまったというような状況で、そちらについては三角形に加工したコンクリート蓋で補修を完了させていただいているというような状況になります。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 了解しました。

今、うちの地区もそうなんですけれども、先ほど言ったように住宅地で合併処理槽になっていて本下水に接続していないところ、まだまだそういう同じようなところが出てくると思います。ただ、建設水道課だけでは対応できないと思うんですね。距離も長いし、場所も多いんで。区長さんなんかにもお願いをしながら、町全体として事故防止に努めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（菊地勝秀君） これで報告を終わります。

◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、議第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度大江町一般会計補正予算（第9号））について、提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第1号 令和4年度大江町一般会計補正予算（第9号）に係る専決処分の承認を求める議案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、少子化対策として国の令和4年度第2次補正予算に計上されました出

産・子育て応援事業に要する経費を計上したものであります。

これは、安心して出産、育児に取り組める環境整備が喫緊の課題となっておりますが、妊娠から出産、子育てまで一貫して保健師が相談に応じ、様々なニーズに即した支援につないでいく伴走型支援の充実を図るとともに、経済的支援を一体的に実施するため、出産・子育て応援給付金を支給するものであります。

歳入予算につきましては、特定財源となります国・県支出金のほか、不足する財源には普通交付税を充当しております。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ210万円を追加し、補正後の予算総額を62億4,830万円とするものであります。事務手続を進めるに当たり早急に予算措置を講じる必要があったことから、去る1月30日付で専決処分をさせていただいたものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第1号 令和4年度大江町一般会計補正予算（第9号）に係る専決処分の承認を求める議案について、ご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明しますので、3ページの下段をご覧ください。

4款衛生費は210万円の増額です。

1項1目保健衛生総務費の出産・子育て応援給付金は、町長説明にもありましたとおり、妊婦さんや子育て家庭を経済的に支援するための給付金として、令和4年度中に妊娠、出産をされた方を対象に、妊娠届出時の面談実施後に5万円、出生届出から家庭訪問までの面談実施後に5万円を支給するもので、いずれも現金での支給を想定しております。

本町では、1月30日から対象となる方への案内や申請受付の準備を進めているところです。

3ページ上段の歳入予算につきましては、特定財源となる国・県支出金のほか普通交付税を充当して全体額を調整しました。

以上が、令和4年度大江町一般会計補正予算（第9号）の内容であります。

○議長（菊地勝秀君） それでは、お諮りします。

議第1号の質疑については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

議第1号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第1号 専決処分承認を求めることについて（令和4年度大江町一般会計補正予算（第9号））、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

◎議第2号及び議第3号の一括上程、説明

○議長（菊地勝秀君） それでは、ここで審議の方法についてお諮りします。

日程第5、議第2号 大江町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第6、議第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての2議案は関連していることから、提案理由の説明及び詳細説明を一括して行うこととし、議案の審議は1議案ずつ行うこととしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

それでは、議第2号及び議第3号について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第2号と議第3号について一括してご説明を申し上げます。

この2つの議案は、職員の定年引上げに関する地方公務員法の一部改正に伴い、本町の関係する条例を改正するとともに条文を整理する内容となっております。

初めに、議第2号 大江町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本条例は職員の定年退職に係る年齢等を定めておりますが、地方公務員法の一部改正に伴い、定年年齢を60歳から65歳に引き上げるなど所要の改正を行うものであります。

次に、議第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本日、お手元に準備しました関係条例一覧のとおり、この議案は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例ほか8本の条例を一括して改正する議案になります。

主な改正点といたしまして、60歳以降も現役を続けることを選択した職員の給料月額が60歳時の7割相当に減額されること、これまでの再任用短時間勤務職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員という名称に改正されること、さらには60歳以降の新たな役職名のほか、町民ニーズの多様化、行政事務の複雑化等に的確に対応するため、新たに設けた職務の名称を追加する、こういった内容となっております。

このたびの定年引上げにより、高齢期の職員が培ってきた知識や経験が次の世代へ、よりスムーズに継承されていくことが期待され、組織にとっても能力と意欲のある高齢期の職員を最大限に活用することは極めて有効であると考えております。

以上、2つの議案について一括してご説明申し上げましたが、詳細については担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第2号と議第3号について一括してご説明いたします。

初めに、個々の条例改正の説明に入る前に、このたびの定年引上げに関する全体的なイメージを説明させていただきます。

資料1-1をご覧ください。

これまで職員の定年年齢は60歳と定めておりましたが、令和5年度から14年度にかけて段階的に65歳まで引き上げるものであります。初年度の対象者としては、令和5年度中に60歳に達する昭和38年組の職員が該当し、61歳となる令和6年度末に定年退職を迎えることになります。以後、表のとおり推移し、令和9年度中に60歳に達する昭和42年組の職員からは、

65歳が定年退職年齢として定着することになります。

また、60歳以降の勤務体系の選択肢として、フルタイムではなく短時間勤務を選択することも可能になります。短時間勤務を選択した場合の任期は定年退職までの期間となり、これまでの再任用職員は廃止され、定年前再任用短時間勤務職員という位置づけになります。

さらに、経過措置として、令和13年度末までに退職を迎える職員に対しては、本人の意向により65歳まで暫定的に再任用職員として勤務を続けることも可能とするものです。

2ページをお開きください。

こちらは、60歳以降の働き方の形態、選択肢を示したものになります。現行では、60歳の定年到達後の選択肢は、現役を退き文字どおりの退職をするか、あるいは再任用職員として短時間での勤務を続けるか、いずれかになります。

これに対して、改正後においては、現役時と同様にフルタイム勤務を継続するか、あるいは一旦退職し定年前再任用短時間勤務職員として勤務するか、もしくは現役を退くかの3つの選択が可能になります。

ただし、現役時と同様のフルタイム勤務を選択した場合であっても、60歳時に管理監督職、いわゆる課長職であった職員は課長補佐級に降任になり、課長職以外の職員については降任することなく現役を続けることになります。一方、定年前再任用短時間勤務職員を選択した場合は週31時間の範囲内で勤務することになります。

また、給与については、現役時と同様のフルタイム勤務を選択した場合は給料月額が60歳時の7割水準となり、定年前再任用短時間勤務職員を選択した場合はこれまでの再任用と同様の給料月額になります。

次に、資料1-2の等級別基準職務表をご覧ください。

アンダーラインが引かれている箇所が、新たな職名になります。この中で課長職は6級に在籍していますが、この職員が60歳以降の働き方としてフルタイム勤務での現役続行を選択した場合は、5級の統括専門員に降任することになります。また、60歳時に5級の課長補佐であった職員が現役を続ける場合は、降任せずに5級在籍のままで専門員として勤務を続けることになります。同様に4級の主査は4級在籍のままで専門員、3級の係長は3級在籍のままで専門員になります。

また、今回の改正に併せて、町民ニーズの多様化や行政事務の複雑化に対応するため、新たな職名を設けております。令和5年度から配置することとなる介護支援専門員のほか、3級には総括主任や総括主任技師など、職種ごとに総括の冠がつく職名を設け、係長相当職と

して位置づけることといたします。

以上が、このたびの定年引上げに関する改正の概要になります。

それでは、ここまでの内容を踏まえた上で、個々の議案についてご説明をいたします。

議第2号 大江町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、資料2をご覧ください。

繰り返しになりますが、このたびの改正は地方公務員法の一部改正に伴い条文の整理等を行うもので、第3条の定年年齢を65歳とすることや、第7条の管理監督職勤務上限年齢、いわゆる課長職として勤務できる上限年齢を60歳とすること、第12条の定年前再任用短時間勤務職員の任用などについて定めるものであります。

続きまして、議第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明いたします。

関係条例は全部で9本ありますが、それぞれの主な改正箇所を申し上げます。

資料3-1をご覧ください。

第2条は公益的法人等へ派遣することができない職員、第11条は特定法人の業務に従事することを目的に退職することができない職員を意味する条文になっています。

このたびの改正により、制度上は異動期間を延長された管理監督職、いわゆる60歳以降も管理職の延長を認められた職員を条文に加えることとなります。ただし、管理職の延長が認められるのは、高度な知識、技能等を必要とする中で新たな人員を補充することができない極めて小規模な自治体である場合など、特別な事由がある場合に限られることとなります。

資料3-2をご覧ください。

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

第3条は公表の対象とならない職員を意味する条文ですが、このたびの地方公務員法改正により再任用短時間勤務職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員に改正されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

資料3-3をご覧ください。

職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

第4条は懲戒の手続により職員が減給処分になった場合を示す条文ですが、新設される第2項は60歳以降も現役続行を選択した職員に対応する条文になっております。第2項中の現に受ける給料とは、60歳時の給与の7割相当額を意味しており、その5分の1の額が給与から減額されることとなります。

資料 3-4 をご覧ください。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましても、定年前再任用短時間勤務職員に改正されたことに伴い、条文を整理するものであります。

資料 3-5 をご覧ください。

職員の育児休業に関する条例の一部改正についてであります。

第 2 条、育児休業をすることができない職員、第 9 条、育児短時間勤務をすることができない職員とありますが、これに該当する職員として異動期間を延長された管理監督職を追加するものであります。

また、第 16 条から第 18 条についても、定年前再任用短時間勤務職員に条文が改正されたことに伴い、条例を改正するものであります。

資料 3-6 をご覧ください。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

数か所にわたって改正点がございいますが、これも同様に定年前再任用短時間勤務職員に改正されたことに伴い、条文を整理するものであります。

また、附則には、60 歳以降も現役続行を選択した職員の給料月額が 60 歳時の 7 割相当額に減額される条文を加えております。

11 ページの別表第 2、等級別基準職務表は、先ほどご説明した資料 1-2 と同様の内容であります。

資料 3-7 と 3-8 をご覧ください。

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正と、水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正になります。

いずれの条例も数か所にわたって改正点がありますが、同様に定年前再任用短時間勤務職員に改正されたことに伴い、条文を整理するものであります。

最後に、大江町職員の再任用に関する条例については、このたびの地方公務員法の改正に合わせて条例を廃止するものであります。

詳細説明は以上になります。

◎議第 2 号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） それでは初めに、議第2号 大江町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ございませんでしょうか。

4番、櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 4番、櫻井です。

ちょっと教えていただきたいんですけども、法律にあまり詳しくないので。

議第2号の附則の第10条、「規則で定める定年前再任用短時間勤務職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。」という条文があります。ここで、降任はできないということなのかということをお伺いします。例えば、不祥事、事故、いろいろな事案が出てくる可能性はないんじゃないかと思うんですけども、新旧対照表、資料の3-3で減給という処分があるんです。これ減給だけで終わって、不祥事があった場合にはこれは降任できず、そのまま勤務を続けるという意味合いに捉えるんでしょうか。教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

今回の改正におきまして、管理監督職、課長職については降任ということになりますが、それ以外の職員については本人の意に反して降任をさせることはできないとなっておりますが、先ほどご質問にあったように、いわゆる不祥事とかそういったものの場合ですと、懲戒処分というようなことは当然あり得るというふうなことになります。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 懲戒処分があるということは、降任もあり得るということなんですか。それとも降任じゃなくて、別の方法があるということなんですか、減給以外の。どうでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

降任については、今回のこの改正とは別でして、これまでの場合でも、そういった不祥事、あるいは仕事上のミスがあった場合には降任、あるいは減給、あるいは戒告、訓告処分、そちらは従前どおり継続されるというようなことになります。

○議長（菊地勝秀君） ほかにございますか。

結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 公務員の定年延長につきましては、定年を控えている職員にとって

は、給料のほうは7割に減額になるとはいえ各種手当が手厚いということで、年金がもらえるまでの間、安定した職を保てることになるわけです。職員にとって長期的な生活設計ができると、こういうことになってくるわけですね。これは大変いいことでありますが、反面、60代が増えて20代が減ることになるわけですね。そういうことから、年齢別職員構成にゆがみが生じてくると思います。

そういうことから、本来は今後15年間でありますけれども、今後6年間ほどの20代の新規採用計画というのはどのようになっているのかということでお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） ご指摘あったとおり、この改正に至ったそもそもの原因は、ご存じのとおり公務員の年金は以前、共済年金と言われていたわけですが、厚生年金と一元化されました。昭和36年組より若い職員は、65歳が支給開始というようなことに決まっているわけです。その間の無収入期間を解消するという目的もあると思います。

そうした中で、この制度ができるわけではありますが、やはりこの定年延長の職員と別枠で、新規採用職員を確保したいという思いは当然ございますが、例えば学年によっては5人、6人という学年もおります。そうした場合、その全員が仮に定年延長に応じた場合、やはり新規採用を同じ5人、6人できるかという、ちょっとそこは難しいと思います。やはり3人とかになる可能性もありますが、そのあたりはこの制度ができることによって、そうした新規採用枠を閉ざすということはしたくありませんので、毎年、採用枠の門戸は開けておきたいと思っておりますので、そのあたりにつきましては、今後の人数把握はできておりますので、平準化できるように計画的な採用をしていきたいというふうに思っているところです。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ちょっと答弁のほうはよく分からないところがありますけれども、別枠で5人、6人と採用する場合もあるということなんでしょうけれども、これまでは定年した職員分、今年は3人定年するのであれば、普通にいえば採用も3人ぐらい、5人退職すれば5人を採用する、そういうふうになっていくと思うのでありますけれども、何と申しますか、自治体の事務量というのは増えるわけではない。根拠なく定数増というのはできないわけで、定数管理というのは現状のままになると新規採用を抑制するということにつながってくると思うんですね。

普通、退職がなければ2年に1回の採用になってしまうとか、あるいはその結果、令和15年度までは20代職員が例年の半分になってしまうということに、そういうように私は思っ

いるんですけれども、その辺、20代職員が減っていくということについて、先ほどの答弁では、私、6年間くらいの新規採用計画はどういうふうになっているかということで質問したんですけれども、その辺のところ計画はないんですかね。お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 今後四、五年間の職員採用計画については、毎年見直しをしております。当然、この資料1-1にありますとおり、それぞれの年代で60に達する職員は把握しております。

やはり、おっしゃるとおり、退職された人数をそのまま補充できるのが一番理想的ではありますが、やっぱりどうしても財政的な問題もありますので、繰り返しになりますけれども5人が60歳を迎えて、仮に5人が全員、定年延長に応じた場合には、それと別枠で5人の新規採用というのはなかなか厳しいものがあるかと思いますが、できるだけそれを埋めるように、計画的に採用していきたいというように思っているところです。

そうしたことで、今現在、職員は114人でありまして、今後の職員定員適正化計画を今年度定めることにしております。以後5年間の計画を今、作成中でございます。そのあたりで計画的な採用を続けていって、財政的にも影響が出ないように配慮をしていきたいというように思っているところです。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 先ほどの説明で、新しい職名になるということで、統括専門員という呼称になってくるのかな。基本的に、管理職は管理職から外れますけれども、係長クラスの監督職に就くのかなど。係長クラスは一般職員クラスになるとはいえ、新規ポストを増やさない限りは上が詰まってくるのではないかなど。定年延長者全員分のポストを用意できるかということ、これまた難しいのではないかな。ということは、昇進ペースが遅れる、職員の士気、モチベーションが下がるということに、そういうふうになると思うんですが、これについてはどのように思いますかということで、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

課長職につきましては、降任ということになります。それ以外の職員については横滑りといえますか、同じ級に属するわけですが、今回、60歳到達後の職員については新たな職名を設けております。その意図といたしましては、自治体によっては課長職だけ新たな職名を設けて、それ以外は、例えば課長補佐で60歳を迎えた場合には課長補佐という自治体もありま

す。ただ、そうしてしまうとポストが空かないものですから、昇進の機会を閉ざすことになりますので、それは避けたいというように思っております。

そもそもの今回の改正の趣旨が、組織の新陳代謝を確保し組織活力を維持すると、そういった目的がありますので、大江町では現役とは違う新たな職名を設けていきたいというように考えたところであります。

○議長（菊地勝秀君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 3点ほどお聞きしたいと思いますけれども、結城議員の質問ともダブると思いますけれども、資料1の2枚目の中の現行と改正後というふうな中で、課長職は定年になって延長になると5級の統括専門員に降格になるんだと、給料は7割だと。そして、そのほかの課長補佐、主査等は現職のままということなのですが、いわゆる決裁規程の中で、やっぱり担当者から係長、主査、補佐、そして課長というふうな決裁区分が、この5級の統括専門員というふうなのが加わった場合、その決裁区分がどうなるのかなということを第1点にお聞きしたいと思います。

それから、第2点は、資料1-2に新たに3級の総括主任、総括主任技師、総括主任保健師、総括主任の管理栄養士、それから保育士等々が新たに追加になっているというふうなことでありますけれども、この大江町の定年に関する条例の一部を改正する条例の中で、新たな職種を設けるということによって、体制的にどういうふうに変化し、そして給料表に基づいて、3級の1と新しくできる3級の3というのはどういうふうに違いがあるのでしょうか。

第3点は、60で定年して65まで、来年度は昭和37年度生まれの方が該当するわけですが、61から65まで希望するというようになって暫定再任用となったときの、その方々の人事異動というのはどういうふうを考えればよろしいですか。

以上、3点。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

まず、1点目の決裁区分、そういったものがどうなるかというようなことでありますが、5級で説明いたしますと、課長補佐と新たに今度は統括専門員、または専門員という職ができるわけですが、こちらは同じ課長補佐級というような位置づけにしております。例えば、統括専門員の場合であっても、必ず担当を持つようにしたいと思います。要するに、係に属すると、そういった体制を考えておまして、ただ、1つの係に現役の課長補佐と60歳以降の統括専門員2人を置くということは想定しておりません。どちらかを置くというようなこ

とを考慮しておりますので、伝票上、あるいは起案の決裁上の重複にはならないというふうに考慮しております。

2点目の3級に総括主任、こういったポストを設けた意図というようなことでありますけれども、こちらの理由といたしましては、やはり大江町、6級制を用いているというようなことでありまして、どうしても大きな自治体、国や県のように8級制、10級制と比べて職種が偏ってしまうというようなことがあります。以前より課も大分少なくなりまして、係の数も減ってきました。ということで、係長に昇格できる人も減ってきているというふうなこともあります。係長相当職として、新たな総括ポストを設けたというふうなことであります。給料上は同じ3級になりますので、差は生まれませんというふうなことになります。

あと、3点目の定年延長後のイメージであります。こちらは資料1-1をご覧ください。この中で、例えばの話ですが、昭和40年度生まれは町の職員いませんので、この場合でご説明いたします。

今現在、昭和40年度生まれについては、これまでは60歳で定年だったわけですが、これが63歳まで定年延長が可能になるというふうなことになります。下のほうに星印ついておりますが、この星印の場合は60歳到達後にフルタイム勤務を希望しないで、いわゆる短時間勤務もできるというふうな意味合いであります。あと、63歳まで定年延長に応じる場合、こういった2パターンがあります。ただ、63歳で定年延長になってしまいます。一方で、年金の支給開始は65ですので、2年間無収入期間が発生することになります。そうしたことを救うために、本人の希望であれば63歳の定年延長後についても暫定再任用というふうなことで、2年間勤務することが可能というふうなことになります。こちらは60歳時の7割という基準ではなくて、今ある再任用職員としての給与体系というふうなことに変わっていくというふうなことになります。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 新しくできる専門員、統括専門員、例えば私がある課の課長だったということで、定年になって統括専門員になったということになると、今までしていた課長職の職場以外に統括専門員を配置するというふうには聞こえたんですけども、その点はどうなんですか。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） その点につきましてはまだ決まっていないんですが、やはり考

え方としては、これまで培った知識や経験を生かすというのがこの制度の趣旨だと思いますので、やはりその職員の一番明るい分野といいますか、そういったところに配置したほうがいいのではないかとというようには今現在、思っているところです。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 最後に町長にお聞きしたいと思います。

大江町職員の給与全般について、ラスパイレス指数の中でも山形県内35市町村の中で一番下だというふうな総務課長からの説明が議運であったわけですが、それを解消するためにも新しい3級総括主任等々の配置を考えたというふうな、私は理解しているんですけども、全体的に、先ほど言ったとおり山形県でも一番下だということの中で、その原因は1職1級制というふうなのが阻害しているのかなというふうなことを感じているわけですが、いわゆる前に遡って、わたり制度を全面的に廃止したというふうな時期があって、1職1級というふうなことに変わってきたわけでございますけれども、今回のこの改正の中で、新しく3級にこういった総括的な主任を設けたということの中で、今後4級とか5級とかの中にもそういうふうな統括主査とか統括主幹とかというふうな職を設けて、職員全体の給与のレベルアップを図るというふうな気持ちはありますか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 大江町の給与水準の部分については今、毛利議員がおっしゃったとおり、県内でも下から何番目、一番下、その下の前というのが近年の状況が続いています。その内容を分析しますと、やはり若い方の、こういう小さい組織の中で昇格、昇給が遅いというふうな、ポストがないがために遅いというふうなところも一つの大きな原因だというふうな分析をしております。その中で今、毛利議員が言われましたように、係長職のほかに総括主任という制度を設けながら昇給、昇格できる機会をもう少し上げることによって、全体の給与の水準を引き上げられるのではないかとというふうに思っております。

今回の制度改正については、大きく先ほどの専門員の定年延長の職種の件もありましたが、そういったことの中で組織全体を考えれば、ここの部分は改正をさせていただいた上で、今、申し上げましたラスパイレス指数なり、給与水準の改善につなげたいという思いもあつての今回のご提案でございます。

それから、4級、5級等へのというふうな部分もありましたが、そこの部分はなかなか職種という部分について、やはりその職責に応じた応分の責任と仕事があるわけですので、そこの部分を考えながらやっていかなければ、誰でも4級、5級に行けるような職種というふ

うなものを設けていくというふうなことには、まだそこまでは踏み込めないのではないかと現在は思っているという心境でございます。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第2号 大江町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 次に、議第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和5年第1回大江町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 5 年 3 月 30 日

議 長 菊地 勝秀

署 名 議 員 櫻井 和彦

署 名 議 員 関野 幸一